日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 01. 30

No.12- 011

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

最終準備書面トピックシリーズ（7）

虚偽で「二次破綻」の脅し　その１

更生計画案への「債権者の賛成多数を得るために整理解雇が必要だった」という事実は存在しない

「二次破綻」の脅しで職場に介入

2010 年年末の乗員組合と CCU(客室乗務員組合)のスト権投票行動に対し支援機構の官財人代理から「ストライキがあって、運航に支障が出るのであれば、企業再生支援機構は支援を撤回します。出資前であれば当然出資しません。」「日本政策投資銀行に限らず債権者、場合によっては裁判所も含めて、世論は勿論のこと、スト権の確立、労働争議、会社の労使に一体感がない、再建に向かっていないということであれば、（更生計画案に）賛成票が投じられない、裁判所が認可を行わない、リファイナンスが行われない、そういった可能性は非常に高いと考えます。」等と述べた。

> 乗員組合・CCU(客室乗務員組合)は「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」等という発言が不当労働行為であるというの申し立てを行い、2011 年 8 月 3 日東京都労働委員会で認められました。（現在会社は、これを不服として都労委を相手に東京地裁に提訴しています）

CCU ではスト権が確立しましたが、しかし管財人代理らの発言のような状況にはなっていません。これらの脅し発言が虚偽であったことはその事実だけでもはっきりしています。
さて、一方「整理解雇」との関係では債権者らの「更生計画案への投票」や 「リファイナンスに対する意向」はどうであったのか、また、「企業再生支援機構が出資しないこと」があり得たのかなどを「準備書面」を見て検証してみましょう。

この時期に被告（会社）は職場に対しどういう介入をしたのか、詳しくは
準備書面　第２部　第５　４「整理解雇に至る過程での争議権投票への支配介入」
を参照してください。
被告の職場への介入は、いまだに職場の信頼関係に影を落としています。

（以上：　世話人より）

更生計画を曲解した虚偽説明を債権者にしたのか

（以下、準備書面　第１部　第２　５（1）　より抜粋）

（この色の見出しは世話人による）

片山証人は、主要金融機関に対し、「更生計画の賛成を得る段階で、人員削減を実行しますと、希望退職で集まらなければ整理解雇に及びますということを申し上げて賛成票をいただい（た）」と証言している。

しかしながら、そのようなことが実際に主要行に対して説明されたことを示す客観的な証拠は一切ない(そもそも、片山証人は、債権者との交渉を自分で行ったわけではない。片山証人調書 10 頁)。

また、仮にそのような説明が実際になされていたとしたら、それは、更生計画の趣旨を曲解した誤った説明であるとしかいいようがない

管財人として、これらの事実を正確に債権者に説明し、更生計画案への賛成を求めるべきであった。

「整理解雇を行わなくても更生計画に明記した連結人員数削減目標はクリアできます。コスト削減と利益計上も更生計画を大きく上回っています。更生計画を社内的に上方修正した修正計画をも大幅に超過達成する状況が続いております。ですから、安心して賛成してください。」ということこそ、この時点で、管財人として債権者に説明すべき内容であった。こうした説明や説得の努力もせず、徒に人員削減や整理解雇の必要性を強調するような説明を債権者に対して行っていたとすれば、それ自体、管財人として、著しく信義に反する行為であったというべきである。

経済合理性の観点からして、債権者が、計画以上に利益を上げている更生会社の「更生計画案」に反対することなどおよそありえない

片山証人は、金融機関がJALIの人員削減完遂に強い関心を持っており、人員削減を計画どおりやるようにと強く求めていたことを踏まえて、整理解雇に踏み切ったかのように証言している。

しかしながら、そういった事実も実は存在しなかった。このことを示す客観的な証拠は一切存在しないのである。

かえって、新聞報道によれば、ある主力行の幹部は「賃金体系の見直しなど切り口は多くあり、人員削減だけに焦点をあてているわけではない」と述べたと報じられている。金融機関側が人員削減に強い関心を持っていたなどという事実は全く存在しないのである。

そもそも、更生債権を有する金融機関が関心を持つのは、更生会社の収支状況にほかならない。利益が計画どおり（あるいは計画以上に）あげられており、更生計画に定められた弁済が確保される見通しにあるのであれば、金融債権者として、更生計画案に反対する理由など全くない。

反対多数となり更生計画案が否決されれば、更生計画に定めた弁済率（本件では 12･5%）が無になるという損失が生じる。

経済合理性の観点からして、債権者が、計画以上に利益を上げている更生会社の更生計画案に反対することなどおよそありえない。

債権者の関心は、コスト削減や利益計上が計画どおりに進んでいるかどうかの点にあるのであって、それと無関係に、人員削減そのものに強い関心を持つということはない。

債権者には、更生会社の「人員削減それ自体」に関心をもつ理由も必要もメリットもないのである。

（以下、準備書面、第１部　第２　９　（3）より抜粋）

（注）2011 年 3 月 9 日の衆議院国土交通委員会で水留副社長（支援機構常務）が、「個別具体的に整理解雇に対して要望をお聞きしたこともありませんし、先方からそのことについて何かコメントをいただいたこともありません」と述べている。